外国人美容師育成事業　制度概要

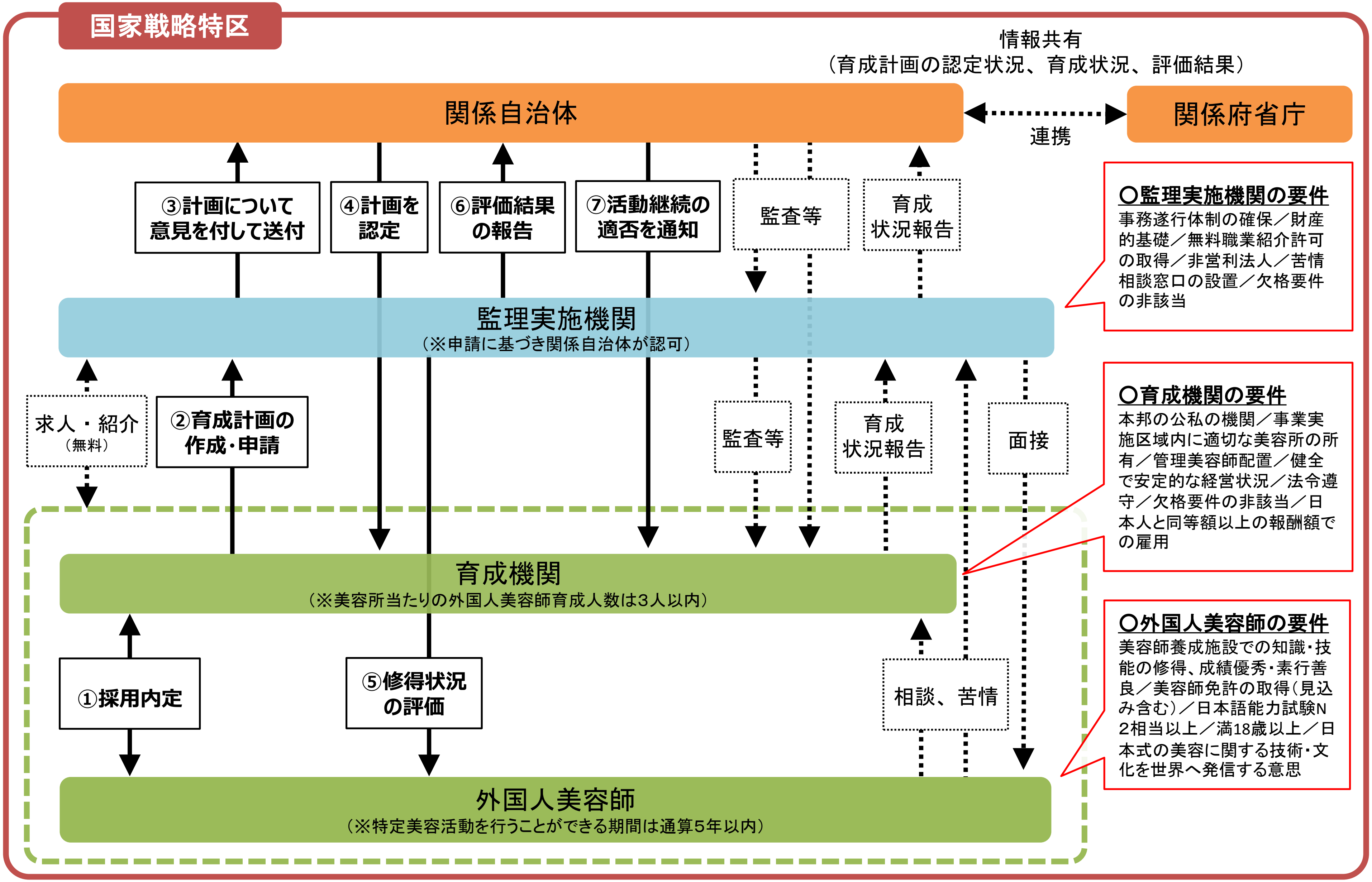

〇雇用の継続が不可能となった場合の措置

雇用の継続が不可能となった場合、外国人美容師に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、監理実施機関が新たな育成機関を確保するよう努める

〇帰国担保措置

外国人美容師が帰国旅費を支弁できないときは、育成機関が当該旅費を負担する（育成機関が支弁できないときは、監理実施機関が当該旅費を負担する）